

第40回和歌山県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成23年8月25日(木) 13:30～ ホテルアバローム紀の国 3階 孔雀の間	
出席委員氏名	田中 昭彦 (委員長) 濱田 学昭 (委員長代理) 江海 康子 木下 正美 松本 雅博 水城 実	
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年6月30日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1 件	
条件付き 一般競争入札	1 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○西脇山口線地方特定道路整備工事</p> <p>1. A委員 まず本工事で調整池の機能確保し、後に道路の工事を行うということだが、一緒にはできないのか。</p> <p>2. A委員 ランダム係数については、後から作為的に決めているのではないかといった疑いを持つ者もいるようだが、どのように算出しているのか。</p> <p>3. B委員 入札審査会資料の入札参加資格要件の欄で、許可の種類に「一般」と記載されているがどういう意味か。</p> <p>4. C委員 調整池はどこが管理するのか。狭い中で調整機能を果たすため深くすることだが、どのくらいの深さになるか。</p> <p>5. D委員 池の底面は加工するのか。底を張らず蓮の生えるような工法はしないのか。</p>	<p>(発注機関：海草振興局建設部)</p> <p>1. 通常は先に調整池の機能を確保する工事を行う。</p> <p>2. この案件については電子入札システムが自動的に乱数からランダム係数を算出している。しかし、算出過程が確認不可能なため作為性を疑われる可能性があるということ、現在は応札者の応札時間から一定の式に基づいて算出する方法に変更し、だれでも客観的に算出過程を確認できるようにしている。</p> <p style="text-align: right;">【事務局回答】</p> <p>3. 予定価格6千万円以上の案件は「特定建設業の許可」を入札参加資格条件としているが、この工事については6千万円に満たないのでこの条件は付しておらず、一般と特定のどちらの建設業許可業者も入札参加できることを表している。</p> <p>4. 県が管理する。深さについては擁壁の上までで約3m弱。</p> <p>5. コンクリートを張る。大規模な場合は掘っただけの場合もあるが、コンクリートを張るのが一般的。</p>

意見・質問	回 答
<p>6. D委員 資材置場とは何を置くためのものか。</p>	<p>6. 道路管理のための資材を置く。ガードレールの基礎等を置いておき、災害や事故等の緊急時にガードレールで締め切ったり、ガードレールが壊れた際に応急的に復旧したりする。</p>

<p>【一般競争入札】(WTO案件) ○秋葉山公園県民水泳場建築工事</p> <p>1. A委員 技術提案において地域貢献の加点を行っているが WTO 案件においても地域貢献の加点は可能なのか。</p> <p>2. B委員 本案件は低入札価格調査を行って落札決定しているが、「適正な履行がなされないおそれがない」との判断はどのように行っているのか。</p> <p>3. B委員 下請金額が低かったということか。下請けいじめというようなことはないのか。</p> <p>4. C委員 ヒアリングは何人で行うのか。</p> <p>5. D委員 企業の施工実績要件は JV のすべての構成員が満たさないといけないのか</p>	<p>(発注機関：公共建築課)</p> <p>1. 実質的に地域外業者を閉め出すような高得点を与える場合は問題がある。本案件の場合、地域貢献点数の割合が小さいので問題ないと判断している。 【事務局回答】</p> <p>2. 内訳書及びそれに対応する下請業者や材料の調達業者からの見積書、ヒアリング等により確認、判断している。</p> <p>3. この案件ではなかったが、通常とあまりにかけ離れた見積書が出ている場合は直接下請けに連絡して確認することもある。</p> <p>4. 6名程度で行っている。</p> <p>5. JV の代表者のみでよい。</p>

意見・質問	回 答
<p>6. B委員 資料「低入札結果の概要」に、その価格により入札した理由として会社の機構改革による役員報酬と職員給与の削減が書かれているが、個別の入札に対する低入札の理由としては適当でない。県としてこのようなまとめ方をするのは問題があるのではないか。</p> <p>7. B委員 であれば、ここにはこう書いてあるが、実際の調査によればこうであった、という説明をしてもらいたい。</p> <p>8. A委員 同資料の「公共工事の成績の状況」欄や「経営状況」欄に「公表しないものとする」と書かれているが調査しなくてよいのか。</p> <p>9. B委員 今後、委員会資料としては、どのような調査、評価をしたのかがわかるよう、要点は記載されたい。</p>	<p>6. この部分は応札者が提出した内容を記載したものである。県がこれをそのまま理由として承認したということではない。</p> <p>7. 実際の調査においては会社の機構改革や給与削減の可否、給与削減の程度といったことについて調査・判断したわけではなく、当該工事における費用の内訳として、適切な給与が確保・計上されているか、不自然なところがないか等について確認したものである。</p> <p>8. 実際には調査しているが、同資料は公表用なので応札者の権利を侵害しないよう、このように記載している。</p> <p>9. 承知しました。</p> <p style="text-align: right;">【事務局回答】</p>

【意見交換会】

下記について意見交換を行った。

記

1. 公共工事動向について
2. 西牟婁振興局建設部発注工事における嚴重注意処分について
3. ランダム係数を用いた「最低制限価格及び調査基準価格」の算出について
4. 入札公告の形式の変更について
5. WTOの入札手続について